別記様式第２（第４条関係）（令元内府令15・令２内府令69・一部改正）

区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法第８条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、区域計画について認定を申請します。

注　法第８条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第８条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

区域計画

１　国家戦略特別区域の名称

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称

３　区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

５　法第10条第１項第１号に規定する特定事業を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　法第２条第２項に規定する特定事業関係及び法第10条第１項第１号に規定する特定事業関係

注１　２に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容及び実施主体に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置等の内容」及び「３　その他特定事業に関する事項」を別紙に記載すること。

２　５に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容」及び「３　特定事業実施区域の範囲」を別紙に記載すること。